

平成 28 年 11 月 1 日

鳥取県中部地震による雇用保険の特例措置に関する Q & A

鳥取県中部地震による災害救助法の適用に伴い、鳥取労働局では雇用保険の特例措置等を実施しております。

この Q & A には、当該特例措置等に関する考え方や取扱いを記載しておりますが、具体的な取扱いにつきましては、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）又は鳥取労働局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【個人向け Q & A】

Q 1 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の内容について教えてください。

A 1 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）とは、災害救助法の適用地域（倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、東伯郡三朝町）の事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方について、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、雇用保険の基本手当を受給できるというものです。（通常は再雇用が予定されていれば受給できません。）

なお、本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後から離職の日以前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特例措置制度を利用後から離職の日以前 1 年間に 6 か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が 5 年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が 1 年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が 1 年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。

Q 2 雇用保険の特例措置を受けたいのですが、どのような書類が必要でしょうか。また、手元に書類などが何もない場合、何か書類などを用意しなければ手続を進められないのでしょうか。

A 2 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」が必要です。

また、運転免許証、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真2枚（縦3cm、横2.5cm）が必要です。

なお、確認書類がない場合でも、本人の申し出等により手続が可能ですので、まずはハローワークにご相談ください。

Q 3 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）について、雇用保険の基本手当の受給要件、受給できる期間、受給できる額を教えてください。

A 3 雇用保険の基本手当の受給資格を得るには、通常、雇用保険の被保険者期間が離職日前2年間に12か月以上必要ですが、本特例措置制度については、離職日前1年間に雇用保険被保険者期間が6か月以上あれば、その他の要件を満たす場合、受給ができます。

また、受給できる期間についても、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた場合等（特定受給資格者等）と同じく手厚い給付日数となります。

Q 4 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を利用して失業給付を受給した場合、これまでの雇用保険の被保険者期間はどうなりますか。

A 4 本特例措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されません。

このため、本特例措置制度を利用後、再び離職された場合については、本特例措置制度を利用後から離職の日以前2年間に12か月以上被保険者期間がある（倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、本特

例措置制度を利用後から離職の日以前1年間に6か月以上被保険者期間がある）ことが必要となる場合がある他、「高年齢雇用継続給付」（被保険者期間が5年間必要）、「育児休業給付」（被保険者期間が1年間必要）及び「介護休業給付」（被保険者期間が1年間必要）の受給にも影響が出る場合があります。

Q 5 雇用保険の基本手当を受給していましたが、鳥取県中部地震により、失業の認定日にハローワークへ行くことができません。どうすればよいのでしょうか。

A 5 鳥取県中部地震により所定の認定日にハローワークへ来所できない場合には、認定日の変更が可能です。
（事前の申し出や、やむを得ない理由を証明する書類は不要です。）

Q 6 鳥取県中部地震により、求職活動を行うことができなかったのですが、雇用保険の基本手当は受給できないのでしょうか。

A 6 鳥取県中部地震に伴うやむを得ない理由により、予定していた求職活動ができなかった場合には、求職活動がなかったとしても雇用保険の基本手当の受給が可能ですので、失業の認定日にその旨をハローワークの担当者にお伝えください。
（やむを得ない理由を証明する書類は不要です。）

【事業主向けQ&A】

Q 1 従業員が「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）を受けるためには、どのような書類が必要ですか。

A 1 事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」及び「雇用保険被保険者離職証明書」を事業所管轄のハローワークに提出いただくこととなります。

これらの用紙はハローワークで配布しておりますが、インターネット（※）でダウンロードすることができます。

なお、休業前における賃金支払状況など、提出書類に記載内容を確認できる書類が原則必要となりますが、確認できる書類が被災により持ち出せない場合でも、本人の申し出等で手続きを進めていただくことができますので、まずはハローワークにご相談ください。

※ ハローワークインターネットサービスに「雇用保険被保険者資格喪失届」の用紙を掲載しています。「雇用保険被保険者離職証明書」は3枚複写のためハローワークインターネットサービスに掲載しておらず、ハローワークでの配布となります。

Q 2 倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、東伯郡三朝町以外は、「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）の対象にならないのでしょうか。

A 2 「災害救助法の適用地域における雇用保険の特例措置」（一時的に離職する場合の特例措置）は鳥取県中部地震発生時（平成28年10月21日）に倉吉市、東伯郡湯梨浜町、東伯郡北栄町、東伯郡三朝町の事業所で勤務していた方が対象となります。

なお、労働者が雇用されている事業者は対象地域外でも、労働者の就業場所（店舗、建設現場、派遣先など）が対象地域内の場合は利用できます。